

事務連絡
平成 18 年 9 月 28 日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
技術顧問 富田 和久
〔 公 印 省 略 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び
海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

拝啓 初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に
対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、平成 18 年 7 月 26 日に公布された廃掃法等の改正が、平成 18 年
10 月 1 日から一部を除き施行されることに伴い環境省より各都道府県・政令市廃棄物
行政主管部（局）長宛に標記通知がありました。この通知を国土交通省より入手いたし
ましたので、取り急ぎご連絡させていただきます。

なお、今回の施行通知はアスベスト処理に関するもので、排出事業者に関する部分は、
「第二改正の内容について 3 その他」のうち、「(1) 排出事業者に対する指導等」(P.7
～8) と 「(5) 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関
する法律上の取り扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日付け環廃産発第 050822001 号）」
の取り扱いについて」(P.9～10) となっております。前者は、施行規則の規定の周知徹
底、後者は今回の改正政省令の施行に伴う従前の平成 18 年 8 月 22 日通達の廃止につ
いての内容となっております。特に後者につきましては、石綿含有産業廃棄物の処理に
ついて、中間処理業者の役割が収集・運搬（積替え保管を含む。）に変わりましたこと
から、今後、排出事業者は直接最終処分業者との契約が必要になる等、アスベスト処理
に係る重要な項目が含まれております。

つきましては、上記件につき、貴会所属会員に周知徹底の程、宜しくお願い申し上げ
ます。

敬具

平成 18 年 10 月 1 日

建設九団体副産物対策協議会
構成団体各位

建設九団体副産物対策協議会
建設マニフェスト販売センター

廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う石綿含有産業廃棄物の取扱い
及びマニフェストの記載方法について（お知らせ）

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 18 年 10 月 1 日施行されます。これにより、石綿含有産業廃棄物（*）の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては、廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務付けられました。

以上を受けて、環境省の指導のもと、建設系廃棄物マニフェストの運用を下記のとおりといたしますのでお知らせします。貴協会におかれましては会員に対し遺漏なく周知されることをお願いいたします。

* 石綿含有産業廃棄物：

施行規則において「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）」とされています。これまで「非飛散性アスベスト」とされていたものと同義であり、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」と区別されます。石綿を含有した廃スレート、廃ビニル床タイル等は安定型、石綿を含有した石膏ボードや、管理型廃棄物と混合した石綿含有産業廃棄物は管理型となります。石綿含有産業廃棄物の処分については破碎・切断が原則禁止（収集運搬のために、必要な措置を講じて行う破碎等は認められる）され、埋立処分、熔融、無害化することが必要となります。

記

1. 石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の産業廃棄物と区別して 1 枚のマニフェストを交付してください。記載要領は別紙のとおりです。
2. 今後、マニフェストに安定型品目「08 石綿含有産業廃棄物」、管理型品目「17 石綿含有産業廃棄物」を印刷する予定ですが、印刷したものが入手できるまでは記載要領に倣い、その旨を手書きしてください。
3. 別紙「石綿含有産業廃棄物の記入のしかた」は、建設マニフェストの販売窓口で配布するとともに、11 月下旬印刷完了分からはマニフェストの箱（大箱、小箱）ごとに封入する予定です。

以上

「石綿含有産業廃棄物」の記入のしかた

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより石綿含有産業廃棄物(*)の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載することが義務づけられました。

(*)石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

- ・石綿含有産業廃棄物の処分については破碎・切断が原則禁止(収集運搬のために必要な措置を講じて行う破碎等は認められる)され、埋立処分、熔融、無害化することが必要となります。
- ・石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。記入例は下記のとおりです。

・建設系廃棄物マニフェストの記入例

① ガラス・陶磁器くず (石綿含有大平板、スレート波板等)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , t)							形状	荷姿
01							①固形状	1バラ
02		石綿含有大平板	4				2泥状	2コンテナ
03							3液状	3ドラム缶
04							④袋	
05					4			
06								

② 廃プラスチック類 (石綿含有Pタイル等)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , t)							形状	荷姿
01							①固形状	1バラ
02		石綿含有Pタイル	2				2泥状	2コンテナ
03							3液状	3ドラム缶
04							④袋	
05					2			
06								

③ 種類の異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , t)							形状	荷姿
01							①固形状	1バラ
02		石綿含有大平板	6				2泥状	2コンテナ
03							3液状	3ドラム缶
04							④袋	
05					6			
06								

④ 岩綿吸音板 (石綿含有) と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , t)							形状	荷姿
01							①固形状	1バラ
02		石綿含有大平板	4				2泥状	2コンテナ
03							3液状	3ドラム缶
04							④袋	
05					4			
06								